

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年5月19日付け答申第130号)

1 事案の概要

H27.12.16 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」）

熊本県知事（実施機関）の諮問に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け（答申第117号））において、実施機関は農家に関する記載について、「従来から他の訴訟においても使用」というものであった。

- ① 本件上告審において、熊本県知事らは「農家」及び「魚介類の喫食頻度の2日に1回程度」を理由として、「水俣病の発症を招くようなメチル水銀曝露があったことを認めるに足りる根拠となるものではない。」とした。熊本県が当該曝露を否定する医学的資料が知りたい。
- ② ①に関する調査記録。
- ③ 当該資料を、県が被告とする訴訟で最初に使用したさいの議事録・協議録。
- ④ なぜ県は、当該資料を従来から使用しなかったのか。このことに至る経緯の議事録・協議録。
- ⑤ 「他の訴訟」とは、どの訴訟なのか。

H28.1.26 実施機関

保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、③から⑤までの文書（以下「本件請求文書」）について、作成又は取得していないという理由から不開示決定（以下「本件不開示決定」）

H28.2.27 異議申立人

本件不開示決定を不服とし、異議申立て

H28.3.8 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第174号）

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・ 本件不開示決定を取り消すことを求める。
- ・ 実施機関は農業に関する記載として、「上告受理申立て理由書の記載内容については、その記載内容に係る根拠資料が、メチル水銀の曝露歴を示す資料として従来から他の訴訟においても使用されており」としていることから、当該資料を従来から使用していなければ、熊本県知事らは〇〇氏の人権を軽視することはできないことから、本件請求文書は存在していたはずである。
- ・ 同知事らが〇〇訴訟控訴審判決を不服として上告できたのも、本件請求文書に関する行政文書が存在したからなので、本件不開示理由には到底承服できない。

(2) 実施機関

本件開示請求に「答申第117号において、実施機関は農家に関する記載について、『従来から他の訴訟においても使用』というものであった。」との記載があるが、これは、〇〇訴訟における上告受理申立て理由書の記載内容については、その記載内容に係る根拠資料は、従来から〇〇訴訟以外の他の訴訟においても、その訴訟原告のメチル水銀の曝露歴を示す資料として使用されている旨を述べているものであり、〇〇訴訟に係る医学的資料を「従来から他の訴訟においても使用」しているものではない。このため、本件請求文書について、議事録、協議録等を作成又は取得していないことから不開示と決定した。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

特定個人の医学的資料は、その特定個人固有の情報であり、他の者の訴訟で使用することは考え難く、〇〇〇〇氏の医学的資料を従来から他の訴訟において使用してはならず、本件請求文書に係る議事録、協議録を作成していないとする実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

| | |
|--------|---|
| 諮問実施機関 | ： 熊本県知事 |
| 諮問日 | ： 平成28年3月8日（諮問第174号） |
| 答申日 | ： 平成29年5月19日（答申第130号） |
| 事案名 | ： 水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の記載事項に係る「根拠資料」を他の訴訟に使用した際の議事録及び協議録等の不開示決定（不存在）に関する件 |

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟に係る上告受理申立て理由書の記載事項に係る「医学的資料」を他の訴訟に使用した際の議事録及び協議録等について、平成28年1月26日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 平成27年12月16日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

熊本県知事（実施機関）の諮問に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け答申第117号）において、実施機関は農家に関する記載について、「従来から他の訴訟においても使用」というものであった。

① 本件上告審において、熊本県知事らは「農家」及び「魚介類の喫食頻度の2日に1回程度」を理由として、「水俣病の発症を招くようなメチル水銀曝露があったことを認めるに足りる根拠となるものではない。」とした。熊本県が当該曝露を否定する医学的資料が知りたい。

② ①に関する調査記録。

③ 当該資料を、県が被告とする訴訟で最初に使用したさいの議事録・協議録。

④ なぜ県は、当該資料を従来から使用しなかったのか。このことに至る経緯の議事録・協議録。

⑤ 「他の訴訟」とは、どの訴訟なのか。

2 平成28年1月26日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、③から⑤までの文書（以下「本件請求文書」という。）については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。（※①及び②については諮問第173号答申第129号参照）

3 平成28年2月27日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法

律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。

- 4 平成28年3月8日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は農業に関する記載として、「本件開示請求に係る上告受理申立て理由書の記載内容については、その記載内容に係る根拠資料が、メチル水銀の曝露歴を示す資料として従来から他の訴訟においても使用されており」としていることから、当該資料を従来から使用していなければ、熊本県知事らは〇〇氏の人権を軽視することはできないことから、本件請求文書は存在していたはずなので、これを特定し、開示することを求める。
- (2) 同知事らが〇〇訴訟控訴審判決を不服として上告できたのも、本件請求文書に関する行政文書が存在したからなので、異議申立人は本件不開示理由には到底承服できないのである。
- (3) 以上のとおり、実施機関の不開示決定は不当な処分であることから、異議申立人は当該処分の取り消しを求めたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求文書の不開示理由について

本件開示請求において、「熊本県知事(実施機関)の諮問に対する熊本県情報公開審査会の答申(平成27年2月6日付け答申第117号)において、実施機関は農家に関する記載について、『従来から他の訴訟においても使用』というものであった。」との記載があるが、これは、〇〇訴訟における上告受理申立て理由書の記載内容については、その記載内容に係る根拠資料は、従来から〇〇訴訟以外の他の訴訟においても、その訴訟原告のメチル水銀の曝露歴を示す資料として使用されている旨を述べているものであり、〇〇訴訟に係る医学的資料を「従来から他の訴訟においても使用」しているものではない。

このため、本件請求文書について、議事録、協議録については作成又は

取得していないことから不開示と決定した。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

異議申立人は、第3-2-(1)のとおり、〇〇〇〇氏の資料が、メチル水銀の曝露歴を示す資料として従来から他の訴訟においても使用されており、本件請求文書に関する行政文書は存在していたはずであると主張しているが、特定個人の医学的資料は、その特定個人固有の情報であり、他の者の訴訟で使用することは考え難い。

〇〇〇〇氏の医学的資料を従来から他の訴訟において使用してはならず、このため、本件請求文書に係る議事録、協議録を作成していないとする実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

よって、実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

| | | |
|---------|----|-------|
| 会 | 長 | 鹿瀬島正剛 |
| 会長職務代理者 | 原島 | 良成 |
| 委 | 員 | 立石 邦子 |
| 委 | 員 | 井寺 美穂 |
| 委 | 員 | 末松 恵美 |

審 査 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------|-----------------------|
| 平成28年 3月 8日 | ・ 諮問（第174号） |
| 平成28年 5月18日 | ・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理 |
| 平成28年 7月 1日 | ・ 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成29年 1月18日 | ・ 審議 |
| 平成29年 2月15日 | ・ 審議 |
| 平成29年 3月15日 | ・ 実施機関からの説明聴取、審議 |
| 平成29年 4月18日 | ・ 審議 |